２０２１年７月１７日発行

村尾光子の
下野市議会報告

しもつけ

（第63号）

連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ： 0285-44-5418
E-mail ： muraomit@nifty.com



令和3年第2回定例会(6月3日～18日)の報告です。

《審議事項》

○同意（16件）
- 農業委員会委員の任命（16 名:伊澤健二･石川佐代子･宇賀持 昇･金子信博･黒川秀一･毛塚重男･近藤美好･清水義之･鈴木久美子･諏訪光義･田村賢一･永井春江･野口清･野澤 勇･藤沼昭夫･若松洋一の各氏）

○承認（専決処分7件）
- Ｒ３年度一般会計補正予算（第１号）
- 市税条例、都市計画税条例の改正
- 介護、介護予防等事業の人員及び運営等の基準に関する条例の改正（4 件）

○報告（4件）
- R2 年度一般会計の継続費繰越計算書、繰越明許費繰越計算書
- 仁良川区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 下水道事業会計繰越計算書

○Ｒ3年度一般会計補正予算（2件：第2号、第3号）

○条例制定（1件）
- 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例整備条例

○条例改正（3件）
- 国保税条例 ・会計年度任用職員の給与等条例
- 非常勤特別職の報酬等条例

○条例廃止（1件）
- 農村レストラン条例

○陳情
- 下野市に対し「『都市再生整備計画 自治医大駅周辺地区』の見直しを求める」意見書の提出ならびに東日本電信電話株式会社に対し「自治医大駅周辺地区の電柱類地下埋設を求める」要望書の提出を要請する陳情
  ⟹ 不採択

■一般質問：10議員が質しました。

Ｒ3年第３回定例会は8月31日（火）開会予定です

気温が高くなり、梅雨期の我が家では庭の雑木･雑草が繁茂、ご近所に迷惑をかけてごめんなさい！です。
コロナ禍が収束どころか拡大しているのに、オリンピック開催？ですね。それぞれの立場での考えがあるでしょうが、国家としては国民の安全を第一に考えて欲しいです。皆様、どうぞご自愛ください。

新型コロナウイルス感染症対策でワクチン接種をスピーディにと号令をかけた国の施策は、自治体へのワクチン供給が適切にできず、頓挫してしまいました。しかし、下野市では先の定例会で接種体制を充実させるべく、医療関係者の協力が得やすいように、接種に従事する医師の報酬規定を改定しました。
７月７日、私は１回目の接種を受けましたが、会場の流れは大変スムーズでした。接種体制の準備は大変だったことでしょう。
下野市第３次定員適正化計画策定の報告がありました。職員定員は R7 年度で 405 人（R2 年度実績 394 人、新規採用は約 14 人/年、退職予定者は計画期間計 61 人の

村尾光子の
議会報告＆意見交換会



とき：Ｒ３年８月１日（日）
午後1時30分～3時30分
ところ：グリーンタウンｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ
研修室３
※新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用と手指消毒にご協力をお願い致します。

■一般会計補正予算

(第1号)　補正額2957万4千円の追加　(専決処分の承認)

低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金事業(ひとり親世帯分)について、早急に給付するため、4 月 5 日に専決処分した。

【歳入】

○新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金
2957 万 4 千円

【歳出】

○低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業　2957 万 4 千円

児童扶養手当受給者、公的年金等受給者、家計急変者
児童 1 人当たり 5 万円× 559 人、国庫補助率 10/10

(第2号)　(1 万円未満切り捨て)
6178万円増額して予算総額287億0135万円に

新型コロナウイルス感染症対策事業の財源として財政調整基金を取り崩して充てたが、7 月に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付された後に財源を振り替える。

【歳入】

○強い農業·担い手づくり総合支援交付金　978 万円
○財政調整基金繰入金　5200 万円

【歳出】

○備品購入費　145 万円

体表面温度計測機能付き顔認証リーダー 6 台設置、庁舎(2、3 階会議室·議会ロビー)、コミュニティセンター 3 館(グリーンタウン·友愛館·薬師寺)

○テレワーク移住促進補助金　120 万円

対象:東京圏からテレワークを継続しながら市内の賃貸物件に移住した人、家賃の 1/2(上限 5 万円)を 12 か月間補助

○ Web 会議用端末設置委託費　327 万円

庁舎 2、3 階のサポート室 6 室に設置、既設は 2 台

○公共交通緊急対策支援事業補助金　969 万円

市内の 17 交通事業所に対して新型コロナウイルス感染防止対策消耗品等補助 1 万円/月、車両の車内抗ウイルスコート施工、車載用空気清浄機等を設置する場合に、車種に応じて 3 ～ 14 万円/台(上限)を補助

○学童保育室体表面温度計測機設置　291 万円
○新型コロナウイルスワクチン接種特別協力交付事業
2295 万円

市内の医療機関が R3 年 6 月～ R4 年 2 月に下記のワクチン接種を実施した場合に交付する。
·県又は市がディープフリーザー設置、1,000 回/月以上の大規模接種を実施: 50 万円/月(3 医療機関想定)
·200 回/月以上のワクチン接種を実施: 15 万円/月(7 医療施設想定)

○レストハウスしもつけ解体　1122 万円

指定管理者からの指定管理辞退申し出があった。老朽化している建物は、公共施設総合管理計画を勘案して解体する。解体工事実施設計委託 112、解体工事 1010、天平の芋煮会までに完了予定。 農村レストラン条例は廃止した。

○強い農業·担い手づくり総合支援交付金　978 万円

トラクター·コンバイン等機械購入補助 4 名

(第3号)　6267万円追加、予算総額287億6402万円に

生活困窮者、低所得者への給付金が追加交付された。

【歳入】

○新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金
6207 万円

【歳出】

○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業　1400 万円

感染症の影響を受けて生活が困窮し総合支援金等の貸付を受けたが、貸付限度額(200 万円)に達してしまい、更なる貸付が受けられない人が対象。
収入要件、資産要件、求職活動要件を満たす必要有
支給対象世帯 55 世帯、窓口:社会福祉協議会

○低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業　4866 万円

対象:次の①、②の両方に当てはまり、ひとり親世帯分の給付金を受け取っていない方
① R3.3.31 時点で 18 歳未満(障がい児は 20 歳未満)の児童を養育する父母等
② R3 年度住民税(均等割)が非課税の方、又は R3.1.1 以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方。5 万円/児童 1 人× 936 人見込み

■市税条例等の一部改正　(専決処分の承認)

R3 年度の税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換·好循環の実現に向け、家計と民需を下支えするための措置が講じられたので、関係条例を改正した。

1．市税条例の改正

(1)個人市民税

①均等割、所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱の見直し　(施行: R6 年 1 月 1 日)

「扶養控除」の対象となる扶養親族から「30 歳以上 70 歳未満の国外居住親族」が除かれたので、非課税限度額算定の基礎となる「扶養親族」を「年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る」とする。

②寄附金税額控除の対象となる寄附金の見直し
(施行: R4 年 1 月 1 日)

特定公益増進法人等に対する寄附金で「出資に関する業務に充てられること明らかな寄附金」は寄附金控除の対象から除外する規定を追加。

③給与所得者等の扶養親族申告書、退職所得申告書の提出方法の見直し　(施行: R3 年 4 月 1 日)

給与等の支払者が源泉徴収関係書類を電子提出する場合、税務署長の承認は不要となった。

④セルフメディケーション税制の延長
(施行: R4 年 1 月 1 日)

特例期間が 5 年間延長されたため、個人市民税の控除適用期限を R9 年度までとする。

⑤住宅ローン控除の延長　(施行: R3 年 4 月 1 日)

所得税から控除しきれない額を、控除限度額の範囲内で個人市民税から控除できる適用期限を R17 年度まで延長する。

(2)固定資産税

①土地に係る負担調整措置等の延長等

固定資産税の安定的な確保を図るため、これまでの土地に係る負担調整措置、据え置き年度における価格の下落修正措置をR5 年度まで延長する。

R3 年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響による納税者の負担感に配慮して、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く。

②固定資産税の特例措置

ア わがまち特例の特例項目の廃止：本市での該当は無い

イ 東日本大震災による被災住宅用地に係る特例措置の適用期限をR8 年度まで延長。（施行：R3 年 4 月 1 日）

(3)軽自動車税

①環境性能割の税率区分の見直し、臨時的軽減の延長

②種別割のグリーン化特例の見直し

2．都市計画税条例の改正

①土地に係る負担調整措置の延長等

固定資産税同様に、これまで講じられてきた土地に係る負担調整措置をR5 年度まで延長する。

また、R3 年度に限り負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く。

②わがまち特例の特例項目廃止による規定の整備

■押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備

国はテレワーク等の推進、デジタル時代に向けた規制、制度の見直しを進めている。その一環として、地方公共団体にも法令等に基づく手続の「書面規制、押印、対面規制」の見直しを行うよう求めている。本市でも、感染症まん延防止、業務の効率化、行政手続での市民の負担軽減と利便性向上を目的に、条例で規定されている押印を求める手続を不要とした。

【改正した条例】

◆固定資産評価審査委員会条例

◆職員の服務の宣誓に関する条例

◆教育職員の服務の宣誓に関する条例

◆火入れに関する条例

※規則・要綱についても精査し、改正する。

■会計年度職員の給与等に関する条例改正

小中学校に配置される外国語指導助手(ALT)は、R3 年度から 9 人全員を、会計年度職員としての市直接雇用から派遣業務委託による派遣労働者とするため、条例から削除した。

派遣業務委託とするメリット：人材確保が可能、ALT の体調不良時等の不測の事態には代替者派遣が可能。

デメリット：委託によるコスト増

下野市発足当初はALT は請負業務委託による配置だったが、学校が直接指示、命令ができないという制度上の課題があった。H24 年度から公募により、その後は JET プログラムを活用し、非常勤特別職として直接雇用とした。

しかし、R2 年度からは小学校での英語教科化により、ALT の確保が困難になってきたため、派遣労働者とした。派遣労働者への学校からの指示、命令は可能となる。

※派遣業務委託契約：R2 ～ 4 年度、R3 委託費：41,856 千円

■陳情：下野市に対し「『都市再生整備計画 自治医大駅周辺地区(平成 31 年 1 月)』の見直しを求める」意見書の提出ならびに東日本電信電話株式会社に対し「自治医大駅周辺地区の電線類地下埋設を求める」要望書の提出を要請する陳情

陳情者：笹川嘉洋氏(下野市医大前 4 − 5 − 1)

《付託した経済建設常任委員会委員長の審査報告》

●電柱類地下埋設は一部地域で計画するものではなく、市全体で考えるべき。

●都市再生整備計画は既に事業が進んでおり、計画の見直しはできない。

●電柱類地下埋設ができれば良いが、事業には多額の費用を要するため、現状では新型コロナウイルス感染症対策を優先すべき。

一方、電線類地下埋設を進めることは、防災性の向上など市にとってメリットがある。市全体で計画すべきことなので趣旨採択としたい、との意見もあった。

採決の結果、経済建設常任委員会では不採択、委員長報告を受けて、本会議でも不採択とした。

《議会活性化特別委員会から》 (6 月 16 日)

昨年 12 月以来の久し振りの会議だった。

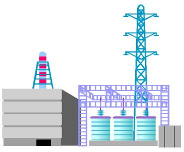
協議事項：「検討項目5．議員報酬及び政務活動費について」(前回に引き続き)

議会活性化特別委員会は議長からの諮問事項について調査研究しながら答申をまとめることになっている。諮問事項は議員から課題を聴取して決めた。当初は議員報酬については項目に挙げられてなく、途中で、「議員のなり手不足に対応するため」、「若い世代も家族を養いながら議員活動ができるように」等の理由で項目に加えられた経緯がある。

政務活動費は支給した方が良いとの意見が多数を占めた。政務活動費と議員報酬を同時に議論するとなかなか結論を導き出せないので、先ずは政務活動費を先に詰めていこうとの提案があった。一方で、議員報酬についても同時に検討すべき、との強い意見があり結論には至らなかった。引き続き協議する。

南河内町議時代には月額 233 千円の報酬、合併後は同様の人口規模自治体に倣って月額 35 万円、期末手当も含めて年間 540 万円を超える報酬額となった。有料や遠方での研修会にも参加できると気持ちが大きくなった。当時は政務活動費は不要と感じていた。生活費・事務所としての使用料等月 7 万円を拠出しているが、生計の殆どは夫に依存している。

しかし、議員報酬は生活費までは保障されていないとはいえ、議員には多様な生活環境がある。ならば、使途を明確にした政務活動費の支給を制度化すれば、議員活動がしやすくなるのでは、と考えた。数年前の議会と市民の意見交換会では、「政務活動費は使途基準を明確にして領収書を添付の上、償還払いなら支給されてしかるべき」との意見を複数頂いた。反対の声は無かった。議員報酬よりこちらを先に結論づけるべきではないか。コロナ禍の中で、議員報酬引上げは市民の了解が得がたいと思う。ましてや、政務活動費支給と議員報酬引上げを同時に、は･･･。



村尾光子の

一般質問



教育･保育については難しいテーマだった。事業の自由、既存事業者の権益、待機児童解消と保護者の利便性向上。連絡調整機関は子ども･子育て会議と思っていたが、さにあらず。

無電柱化に向けた基本方針と取組策を問う

災害時の減災や歩行者の安全確保、良好な景観形成等の観点から、H28 年に道路の「無電柱化の推進に関する法律」が制定された。これに基づき国は「無電柱化推進計画」、そして県は H31 年 3 月に「栃木県無電柱化推進計画」を策定して無電柱化を推進している。無電柱化のためには電線類地中化等が必要となり、莫大な費用と長期間を要し、電柱･電線類を保有し管理している事業者の協力が不可欠である。まずは、整備に向けた長期計画が必要だ。

無電柱化推進法第8条2項では、「市町村は『市町村無電柱化推進計画』を定めるよう努めなければならない。」と規定している。本市は無電柱化についてどのように考え、どのように取り組んでいくのか。

【広瀬市長】 無電柱化については、これまでも防災性の向上、道路の安全性と快適性の確保、良好な景観形成等の観点から整備が進められてきた。近年、災害の頻発化、激甚化によりその必要性が高まっている。

しかし、無電柱化の従来工法である電線共同溝については 1Km 当たりの整備費用は約 5 億 3 千万円を要し、1 事業箇所当たりの事業期間は調査設計から工事完了まで約 7 年となっている。また、電気事業者･通信事業者への費用負担、水道管や下水道管、ガス管などの敷設埋設物との調整が難しい等の多くの課題があり、無電柱化が進まない要因になっている。

下野市内の無電柱化状況

【電線共同溝による無電柱化】

〇**市道 1－5 号線**
　石橋駅西口～文教通り(約 670m)

〇**県道小金井停車場線**
　小金井駅西口～国道 4 号線（約 140m）

〇**国道 4 号線**
　川中子交差点～小金井北交差点（約 1,360m）
　庁舎周辺(約 800m)　}整備中
　北関東自動車道～宇都宮市堺(約 650m)　}整備中

【裏配線による無電柱化】 主要な表通りを無電柱化し、裏通りなどに電線類を配線する手法

〇**市道 7002 号線**(グリーンモール)

〇**県道自治医大停車場線、県道小山･下野線**

国では R2 年 12 月に「防災･減災、国土強靱化のための 5 カ年加速化対策」が閣議決定され、電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化が進められている。これを受けて、国は今年度を初年度とし、防災、安全･円滑な交通確保、景観形成･観光振興の 3 目標を掲げた新たな無電柱化推進計画を策定した。

本市では、国、県の無電柱化推進計画に基づいた観点を踏まえて、県道整備計画や近隣市町の無電柱化推進計画との整合性を図りながら、引き続き計画策定に向けた調査研究を行う。

《法第7条に基づく「無電柱化推進計画」》

国は S61 年度からの「電線類地中化計画」に始まり、「新電線類地中化計画」(H11 ～)、「無電柱化推進計画」(H16 ～)、「無電柱化に係るガイドライン」(H21 ～)と継続して無電柱化に取り組んできた。現計画「無電柱化推進計画」は本年 5 月 25 日に策定された。

計画期間：2021年度～2025年度

1．取組姿勢

〇新設電柱を増やさない。特に緊急輸送道路は電柱を減少させる。

〇徹底したコスト縮減

〇更なるスピードアップ

2．適切な役割分担による無電柱化の推進

①防災･強靱化目的

･市街地の緊急輸送道路など道路の閉塞防止を目的とする区間は道路管理者が主体的に実施

･長期停電や通信障害の防止や、電線共同溝方式が困難な区間は電線管理者が主体的に実施

･上記の重複は道路管理者、電線管理者が連携し実施

②交通安全、景観形成･観光振興目的

･安全･円滑な交通確保を目的とする区間、景観形成･観光振興を目的とする区間は道路管理者、地方公共団体等が主体的に実施

道路事業や市街地開発事業等が実施される場合は、道路管理者、電線管理者、市街地開発事業等の施行者及び開発事業者が連携して実施

3．無電柱化の手法

電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式、単独地中化方式、軒下配線、裏配線

4．まちづくり等における無電柱化

･まちづくり等の計画においても無電柱化を位置づけ、地域の賑わいを創出するような道路空間を整備を推進

･無電柱化を実施する機会を捉え、舗装、照明灯のデザインの刷新や自転車通行空間の確保など道路空間のリデザインを推進

― 国交省　無電柱化推進計画「概要」から抜粋 ―

《栃木県無電柱化推進計画》（2019 ～ 2021 年度）

【基本的な方針】　抜粋

無電柱化の対象道路：重点的に無電柱化を進める対象として、防災、安全･円滑な交通確保、景観形成･観光振興に必要な道路について優先的に実施。対象道路の選定は、県地域防災計画、県国土強靱化地域計画のほか、各市町で定めた通学路交通安全プログラムや景観法に基づく景観計画等を踏まえ、これらの計画実施にも資するよう留意する。具体的な実施事業については栃木県無電柱化推進協議

会(構成:宇都宮国道事務所·県機関·電線管理者)等で地域の実情を踏まえ、調整する。

県管理道路の無電柱化推進計画延長：115Km
目標:2021 年度末までに無電柱化率 63 ％ → 80 ％
計画期間の無電柱化整備延長：19km
(1)防災 :市街地内の緊急輸送道路 8km
(2)安全·円滑な交通確保:
バリアフリー化が必要な特定道路や通学路 4km
(3)景観形成·観光振興:
世界遺産や日本遺産、重要伝統的建造物群保存地区の認定を受けた地域などの道路 7km

《緊急輸送道路とは？》

災害直後から、避難·救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事等が指定する防災拠点を相互に連絡する道路をいう。一般的に各都道府県の緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを目的とした協議会で審議され、防災会議の承認を経て指定され、地域防災計画に反映される。道路の重要性に応じて第 1 次から第 3 次まで設定している都道府県が多い。

― 参考 国交省 HP 、Wikipedia ―

【栃木県地域防災計画 「緊急輸送体制の整備」から】

県、その他の道路管理者が H8 年度に緊急自動車道路を指定、H29 年度に見直した。

区 分	設 定 基 準
第 1 次	·県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ·県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路
第 2 次	·第 1 次緊急輸送道路と市町役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路
第 3 次	·第 1 次、第 2 次緊急輸送道路の機能を補完する道路

※下野市内を通る国道、県道(文教通り、下野小山線、自治医大·小金井停車場線以外)は第 1 次～第 3 次の緊急輸送道路に指定されている。

県内では無電柱化推進計画を策定した市町は見当たらなかった。栃木市は歴史的風致維持向上計画(2019～2028年度)で嘉右衛門町伝統的建造物群地区や巴波川沿いの無電柱化を進めているようだ。

「無電柱化を推進する市区町村長の会」(H27設立)には287名の首長が加盟(2020.12現在)、県内での加盟は栃木市長のみ。政府への要望活動や民間と連携して学習会などを開催している。

宇都宮市は市道の4路線が第一次緊急輸送道路に、2路線が第二次緊急輸送道路に指定されており、栃木県と同様に緊急輸送道路の全線を道路法第37条に基づく電柱の新設禁止措置をとっている。電柱を増やさないためにはこの手法も有効である。

世界的にみて日本の無電柱化は遅れている。減災のためにも計画的に進めてほしい。

教育·保育施設整備について、進め方に遺漏は無かったか？



R3 年度予算案審査では、R 元年度に民営化された薬師寺保育園は緑 2 丁目に移転して新築し、定員を増員して認定こども園とするとの説明を聴いた(教育福祉常任委員会)。「第二期子育て応援 しもつけっ子プラン(子ども·子育て支援事業計画)」(R2 年度～6 年度)を踏まえて、以下について質した。

(1) 現在、教育施設としては定員に満たない施設があり、また、「第二期子育て応援 しもつけっ子プラン」では「5. 教育・保育の提供区域の設定」(p5) の項で、「本市では、需要量と供給量について現在の施設定員で十分な対応が可能であることから、市全域を1つの提供区域として設定することとします。」との記述がある。この状況下で定員増とするのはなぜか。

【広瀬市長】 R 元年度に策定した第二期子育て応援しもつけっ子プランでは、基本施策の一つとして、仕事と子育てを両立するための基礎づくりを掲げており、待機児童ゼロを目標に多様な保育ニーズに対応するため、教育保育の受皿の拡大を目指すこととしている。

プランには、「需要と供給量について、現在の施設定員で十分な対応が可能である」と記載しているが、この施設定員とは、認可された施設の最大定員として設定している人数であり、その場合は十分な提供対応が可能と考えている。しかしながら、認可定員以内の利用定員を設定している施設が多いため、実際には十分な供給量が提供されているとは言えない状況である。

本市の保育ニーズは、社会経済情勢の変化に伴い、核家族化や共働き家庭が増加しており、ゼロ歳児から保育園に預けたい保護者が増えている。児童福祉施設の運営基準ではゼロ歳は保育士 1 人につき 3 人までしか見ることができないとされ、低年齢児が増えるほど保育士の確保が必要となり、市内の多くの園でも慢性的な保育士不足に悩まされている。

このような状況下、低年齢層の保育ニーズに対応すべく、各施設での定員拡大を図って頂いており、本年 4 月ではほとんど待機児童を出すこと無く受入れができている。しかし、例年、5 月以降の中途入園希望者は 10 月頃から受入れができていない。市民にとって子育てしやすい環境を整えるため、受入枠を拡大する必要があると判断した。

(2) 市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに公表されているH30年度第2回子ども·子育て会議の報告では「市子ども·子育て会議とは、子ども·子育て支援事業計画や保育施設等の定員を調査審議する会議です。」と説明されている。

緑地区への移転新築、認定こども園として定員増員について、子ども·子育て会議での協議内容はどのようであったのか。

これまでの進め方について、遺漏は無かったか。

【広瀬市長】 ホームページに記載の内容は、子ども·子育て支援法に規定する計画の策定、施設施策の推進や実施状況の調査審議及び特定教育·保育施設等の利用定員の設定に

ついて、あらかじめ意見を聴かなければならない(注)法第31条2項)との趣旨である。利用定員は、10月に次年度4月からの入園申込みの受付を開始し、その後、各施設と入園審査を行いながら入園希望者数を考慮し、利用定員を定めている。現状では緑地区への移転新築後の利用定員については、子ども・子育て会議の意見を聴く段階では無かったため、開催していない。

R2 年度の子ども・子育て会議は、新型コロナウイルス感染症への対応のため、第一期子育て応援 しもつけっ子プラン(H27～R 元年度)を総括する会議を開催できなかった。

今年度開催される会議では、第一期計画の総括と第二期計画初年度の点検評価、薬師寺保育園の移転についての説明、利用定員についてのご意見を聴くこととしている。

緑地区への移転について、移転先は運営法人の社会福祉法人内木会が選定した。選定理由は①台風・大雨時に現在の園地前の道路が冠水するため、浸水の危険性が少ない地域、②埋蔵文化財包蔵地以外の土地、③現在の敷地以上の面積、④現在の所在地から 5Km 以内の南河内地区内、としている。また、住宅地からの利便性がよい場所であることも適地として選定された。

認定こども園は、幼稚園・保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、認定区分を限定せず保護者の利用希望に沿った適切な利用が可能となる。保護者の利便性向上、多様な働き方に対応した教育・保育サービスの充実に繋がることから、市としても、認定こども園への移行は時代の趨勢と考えている。

⑶ 市子ども・子育て会議の役割は何か。

【広瀬市長】 H25 年 6 月に市子ども・子育て会議条例を制定した。(役割については右段落の市条例第 2 条通りに説明)

子育ての環境が常にめまぐるしく変化している中で、子ども・子育て世帯のあり方について、幅広く意見を伺いながら、市全域を一つの提供区域としていることを活かしつつ、市民、地域、行政が協働し、子育てしやすいまちづくりを推進したい。

■教育・保育施設の「定員」には2つの意味がある。

①認可定員： 施設等の最低基準を満たす範囲で、認可上の定員を設定。児童の認可区分によらず、総数で設定。

②利用定員： 施設型給付を受ける上での確認のために、児童の認定区分ごと(3 号認定については、1 歳未満と 1 歳以上に分ける)に設定する。

	施設の認可・指導監督等	
	(認可)	(確認)
「施設型給付」を受ける認定子ども園(幼保連携型)(幼稚園型)	○幼保連携型 都道府県・指定都市・中核市が、認可・指導監督 ○幼稚園型 都道府県が認可・認定・指導・監督	○幼保連携型・幼稚園型共通 「給付の支給対象施設」として、市町村が確認・指導監督
「施設給付」を受ける幼稚園	都道府県が認可・指導監督	

※「施設給付」を受けない幼稚園は従前通り都道府県が認可

《子ども・子育て支援法》 抜粋・要約

(施設型給付費の支給)

第 27 条 市町村は、教育・保育給付認定子どもが、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設(「**特定教育・保育施設**」という)から当該施設に係る教育・保育を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定教育・保育に要した費用について、施設型給付費を支給する。

2 特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けようとする支給認定子どもの保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定教育・保育施設に支給認定証を提示して当該支給認定教育・保育を支給認定子どもに受けさせるものとする。

(特定教育・保育施設の確認)

第 31 条 第 27 条の確認は、内閣府令の定めるところにより、教育・保育施設の設置者の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(市町村等における合議制の機関)

第 77 条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くように努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第 31 条第 2 項に規定する事務を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第 43 条第 2 項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第 61 条第 7 項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

◆ ◆ ◆ ◆

《下野市子ども・子育て会議条例》 抜粋

第 1 条 子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定に基づき、下野市子ども・子育て会議を設置する。

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する

(1)下野市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
(2)子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施設の実施状況に関すること。
(3)特定教育・保育施設に関すること。
(4)特定地域型保育事業に関すること。

— 以下略 —

市子ども・子育て会議の開催状況、協議の仕方について、釈然としない。

条例第2条で規定している当会議の所掌事務は法第77条に基づく。「(2)子ども・子育て支援に関する施策の推進、･･･実施状況に関すること」も含まれている。だが、(3)、(4)は利用定員についてのみとも書かれていない。この会議は、子ども･子育て支援事業計画策定だけでは無く、子育て施策全般について協議する場ではないのか。この間の委員任期はR元年度～2年度の2年間。任期のうちR元年度は計画策定事務に携わったが、2年目のR2年度には1度も開催されなかったという。

だが、R2年度には子育て施設面で大きな動きがあった。

①こがねい保育園民営化に向けた運営事業者選定
──>プロポーザル方式で審査の結果、社福法人内木会に

②H31年度に民営化された薬師寺保育園(社福法人内木会)は緑2丁目に移転･新築、R4年度より認定子ども園に移行し定員増(60人→110人)に。

③認定子ども園薬師寺幼稚園(学校法人内木学園)はR4年度に石橋地区に分園を開設する

これらについては、子ども・子育て会議で協議する事案ではではないという(市子ども福祉課)。果たしてそうだろうか、疑問に思う。「事業活動の自由」ではあるが、教育･保育事業者らには「これまでの施設運営が脅かされるのでは？」との大きな衝撃があった。

子育て支援事業計画を策定した委員が、策定直後からの施設整備に係る新たな施策について、知らされなくて良いはずがない。また、同業者間でもきちんと情報共有されていなかったことにも驚いた。保護者は無論のこと、地域や同業者の理解を得ながら事業を進めることが肝要と思う。

子ども･子育て支援法が制定される以前には、保育園や幼稚園の設置については既存施設との距離等について規制があったと聴いた(保育園の場合は半径2Km以内は新設不可)。薬師寺保育園移転先の半径2Km内には、認定子ども園の第2愛泉幼稚園･むつみ幼稚園･愛泉幼稚園、そしてこがねい保育園･しば保育園が立地している。保護者の選択肢は増えるだろうが、事業者間の入園児の奪い合いにならないだろうか、懸念される。

また、新制度下でも、提供区域を設定する場合は、国の基本指針の一つに「小学校区、中学校区、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域とする」が掲げられている。

下野市は提供区域を1つ(つまり市全域)としたが、通園環境について、子ども・子育て会議で協議されたのだろうか？通園している０～2歳児の保護者の意見は？

法律の範囲内での事業活動は自由だ。義務教育ではないので多様な教育･保育方針の施設があり、保護者が子どもに合った施設を選択できたら良い。

だが、多くの人達の了解の元に事業を進めて欲しい。

健康福祉部は新型コロナウイルス感染症対策で、本当にご苦労されている。しかし、こども福祉課はR2年度の子ども･子育て会議を開催し、新たな施設整備計画について説明すべきだったのではないか。結果的に多くの人達に不信感を抱かせてしまったことが残念だ。

■南摩ダム工事現場見学会に参加 （5月29日、水道水を考える市民ネットワーク）

(写真･図は展望台に展示されていたパネルから転載)



ダム上流から見た工事現場、白線は施工予定構造物

緑豊かだったが、褐色の丸裸の谷になっていた。
ここは、ダム底の水没地になる予定。



大芦川･黒川導水路からの受水口(写真:村尾)



ダム下流側から見た完成予想図

《県南広域的水道整備計画での思川からの取水候補地の一つ、雷電橋(栃木市)から》(写真:村尾)



雷電橋は栃木市行政区内だが壬生町に接しており、北関東自動車道の直ぐ傍。

雷電橋から上流を望む ←

雷電橋から下流方面 →

河川敷は広いが、水量が少ないと感じた。通年取水はできるのか?



【行動記録】　太字は議員としての公的活動

3/22 ～ 4/13　村尾市議会報告 No62 編集･印刷作業

【4月】

3　思川開発南摩ダム黒川取水口工事現場見学

5　原子力市民委員会連続講座「原発ゼロ社会への道」(3)「燃料デブリ『長期遮蔽管理』の提言」筒井哲郎氏･川井康郎氏(Zoom 視聴)

12　**議会運営委員会**

15　３ R 全国ネット連続講座「プラスチックとの持続可能な関係性」浅利美鈴氏(Zoom 視聴)

16　第 63 回自治体学校現地実行委員会･とちぎ地域自治研究所理事会(宇都宮市)

17　市水道水を考える市民ネット運営委員会

18　自然に親しむ会総会

19　原子力市民委員会連続講座(4)「原発事故の健康影響はどうなっているのか？」濱岡 豊氏･崎山比早子氏(Zoom)

【5月】

2　**しもつけ風土記の丘資料館リニューアルオープニングセレモニー式典**

7　会派下野市民派クラブ連絡会

8　原発いらない栃木の会総会／記念講演会「主文:被告は東海第二発電所の原子炉を運転してはならない」只野 靖弁護士（宇都宮市）

9　村尾「議会報告＆意見交換会」

10　**会派代表者会議**／原子力市民委員会連続講座(5)「『核のごみ』の問題はどうなっているのか？」細川弘明氏･伴 英幸氏(Zoom)

12　県南地域の地下水をいかす市民ネット運営委員会(宇都宮市)

15　下石橋日光街道開通式(下野市日光街道一里塚保存会)／男女共同参画セミナー県民講座「かあちゃん南極で調理隊員になる」綿貫淳子氏(Zoom)

16　全国自治体議員行財政自主研究会学習会「コロナ感染症、自治体の取組」菅原敏夫氏(Zoom)

18　**総務常任委員会**

21　市民との面談／会派下野市民派クラブ連絡会

22　とちぎ地域自治研究所総会･記念講演「脱原発に向けた現状と今後の行方」清水奈名子氏(宇都宮市)

23　森と人との関わりから考える未来社会のデザイン」内山 節氏（Zoom）

24　原子力市民委員会連続講座(6)「事故後の放射能汚染にきちんと対処できたのか？」茅野恒秀氏･石井秀樹氏(Zoom)

27　**議会運営委員会／議員全員協議会**

29　南摩ダム現地視察会(水道水市民ネット)(鹿沼市)

31　下野市民派クラブ連絡会

【6 月】

2　市民との面談

3 ～ 18　**市議会第2回定例会**

3、4、7、8、18 日　**本会議**

7 日　**村尾一般質問**

8 日　**村尾総括質疑／議員全体研修**「災害時の議会･議員の役割～議会 BCP のポイント～」鍵屋 一氏(DVD 視聴)

9 日　教育福祉常任委員会傍聴

10 日　経済建設常任委員会傍聴

11 日　**総務常任委員会**

14 日　**総務常任委員会委員長報告まとめ**

15 日　会派下野市民派クラブ連絡会

16 日　**議会運営委員会／議員全員協議会／議会活性化特別委員会**

5　講演「キプロス共和国について」志村暁子氏

7　原子力市民委員会連続講座(7)「新しいエネルギー基本計画はどこに向かうのか」大島堅一氏･竹村英明氏(Zoom)

12　市川房枝記念会連続講座「生殖技術の発達とリプロダクティブ･ライツ」長沖暁子氏(Zoom)

14　生活学校やよい会例会

19　水道水を考える市民ネット運営委員会

20　非核平和を進める下野市の会総会

21　原子力市民委員会連続講座(8)「いま､なぜ『新型』原子炉なのか？」後藤政志氏･松久保 肇氏(Zoom)

26　３ R 全国ネット主催オンライン連続セミナー「プラスチック汚染:世界と日本の今」井田徹治氏（Zoom）／北里大学同窓会栃木県支部講演会「新型コロナウイルス感染症を科学する」中村正樹氏(Zoom)

28　総合政策課･水道課との面談(水道水市民ネット)

30　ｸﾞﾘｰﾝﾋﾟｰｽ主催市民環境フォーラム(Zoom)

6/17　議会だより第 61 号一般質問原稿執筆

6/19 ～ 7/11 村尾議会報告 No63 編集･印刷作業



～あれこれ～■p3の議会活性化特別委員会報告からの続き。2016年、富山市では議会側から議員報酬引上げを市長に要請したことをきっかけに、議員の政務活動費の不正受給が発覚し、13人もの議員が辞職に至ったことを覚えおられるだろうか。地元の小規模テレビ会社「チューリップテレビ」が3年をかけて、情報公開請求で開示された資料を基に議員等に取材を重ねてドキュメンタリー映画「はりぼて」を制作した。

■7月8日、その制作に携わり監督を勤めた砂沢智史氏の報告を聴いた(全国地方議員サミット 2021 Zoom)。印象的な言葉から、「議員になって何がしたいのか」､「議員も1人の人間、懸命に活動していても市民から関心をもたれずにいると気持ちが緩み、モラルが低下していくのではないか」等。

我が議会では、現在、政務活動費と議員報酬について協議している。この映画は参考になるのでは？(上映会7/31、於 とちぎ福祉プラザ)

■ある日、突然に「村尾さんの議会報告書をください」と訪ねてきた青年がいた。「転居して2年、市広報は見ているけど何も分からないので」とのこと。私の報告書の配布先は限定的、でも知人宅で見たそうだ。私のこの議会報告書を読みたい？！下石橋地区から自転車で我が家に！すごく感動した。議会に関心を持っていただける一助になれればこの上ない喜び。

■旧知の方から頂いた本「なぜ日本は水道を売ろうとするのか？」(岸本聡子著、集英社新書)はまだ完読していないが大変興味深く、参考になる。新自由主義の先鋒だったイギリスは、2018年、**PFI** で水道事業運営企業の不適正経理が分かり、公営に戻した。その後も地下鉄、下水道事業でも問題が発覚。世界の先例に学ぶべきと思うが、PFIやコンセッション方式を推奨している我が国の現状は20年以上遅れているのではないか。所詮、民間事業者は利潤追求が目的でしょうに。

